

# 定 款

一般社団法人祇園祭ごみゼロ大作戦

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

この法人は、一般社団法人祇園祭ごみゼロ大作戦と称する。

### 第2条(主たる事務所の所在地)

この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

### 第3条(目的)

この法人は、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、祇園祭におけるごみ減量・リユースと廃棄物の資源化・適正処理を促進し、もって持続可能な循環型社会にふさわしい祭づくりの一助となることを目的とする。

### 第4条(事業)

この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の資源化・適正処理を促進するための分別回収拠点の設置
- (2) ごみ減量・リユースを促進するための仕組みの導入
- (3) ごみ減量・リユース・散乱防止・適正処理についての意見交換
- (4) ごみ減量・リユース・散乱防止・適正処理についての啓発
- (5) ごみ減量・リユース・散乱防止・適正処理推進に向けた人材育成、研修
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第5条(公告の方法)

この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故やその他やむを得ない理由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法にて行う。

## 第2章 会員

### 第6条(会員の構成)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体、個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体、個人

- 2 会員の権利及び義務を明らかにするため、理事会において別に会員会則を定める
- 3 第1項2号及び3号の会員については、この定款の規定に関わらず、会員会則において、その名称及び加入条件その他詳細な事項を決定できるものとする。

#### 第7条(会員の入会)

正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第8条(会員の資格喪失)

会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)死亡したとき、又は解散したとき
- (2)1年以上会費を滞納したとき
- (3)総正会員が同意したとき

#### 第9条(会員の退会)

会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

#### 第10条(会員の除名)

社員が次の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該社員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき
- (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき

### 第3章 社員総会

#### 第11条(構成)

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 定時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

#### 第12条(議長)

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第13条(決議の方法)

社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1つとする。

#### 第14条(社員総会の議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席理事は前項の議事録に記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

### 第4章 役員

#### 第15条(役員を選任)

当法人に次の役員を置く。

(1)理事 3名以上8名以下

(2)監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

理事長をもって、一般法人法の代表理事とする。

#### 第16条(理事の資格)

当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、議決権を行使することができる正会員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

#### 第17条(理事及び監事の選任の方法)

当法人の理事及び監事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

#### 第18条(理事及び監事の任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての職務を行う権利義務を有する。

#### 第18条(理事長、役付理事及びその職務・権限)

この法人は、理事会の決議により、理事の中から理事長1名を選定する。

2 理事長は、当法人を代表する。理事長に事故あるときはその職務を理事が代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。ただし、残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな理事長を選定するものとする。

#### 第19条(監事の職務・権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 第20条(名誉会長及び顧問)

この法人に、名誉会長及び顧問をおくことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### 第21条(解任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### 第22条(報酬等)

役員等の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 理事会

### 第23条(理事会の招集)

理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

### 第23条(理事会の決議)

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第24条(理事会議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 計算

### 第25条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

### 第26条(事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### 第27条(事業計画及び収支予算)

この法人の事業報告及び決算については、各事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

#### (1)事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備えおくとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備えおくものとする。

## 第7章 事務局

### 第28条(事務局)

この法人の事務を処理するため事務局を設置することができる。

2 事務局は正会員に委託し、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の委託運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 定款の変更等

### 第29条(定款変更)

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権をもって変更することができる。

### 第30条(解散)

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 附則

### 第31条(最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成30年3月末日までとする。

### 第32条(設立時社員の氏名及び住所)

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

京都市中京区壬生松原町3番地

設立時社員 太田 航平

東京都目黒区鷹番3丁目18番4号グラス・クレール学芸大学202

設立時社員 中島 悠

第 3 3 条 (設立時役員)

当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時理事長は次のとおりとする。

設立時理事長 太田 航平  
設立時理事 井上 和彦  
設立時理事 内田 香奈  
設立時理事 高野 中也  
設立時理事 中島 悠  
設立時理事 平塚 一利  
設立時理事 安田 暁彦  
設立時監事 辰巳 大輝

第 3 4 条 (定款に定めのない事項)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人祇園祭ごみゼロ大作戦設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

設立時社員 京都市中京区壬生松原町 3 番地  
太田 航平

設立時社員 東京都目黒区鷹番 3 丁目 1 8 番 4 号  
グラス・クレール学芸大学 2 0 2  
中島 悠